

問 支え合い活動が広がらない要因は

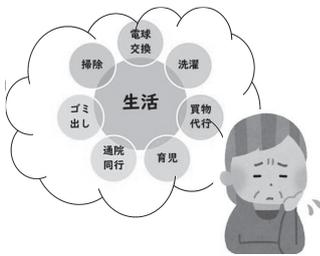
答 村の補助制度の様々な制約が一因



新政とうかい
おちや 辰哉 議員

問 高齢者の日常生活の困りごとを住民同士で助け合う「支え合い活動」の必要性が高まっている。ニーズの高まりに対して、本村でこうした活動が広がらない要因は何か。

答 村には、「地域支え合い活動団体補助制度」があり、介護予防と生活支援サービスを行う団体に対し補助している。しかし、活動回数や対象者の条件があり、特にサービス対象者が、要支援1・2及び要支援の一手前の方と限定的であり、介護保険制度の枠を超えられないことが一因



困りごとを抱える高齢者が増加している

にあると考えられる。
問 介護予防はまさに行政サービスの一翼を担っているが、一方で生活支援は、料金を支払った対価として受けるサービスではなく、住民同士の「おたがいさま」が原点。現状の補助制度の観点ではなく「おたがいさま」の意識が地域で広がるよう、役場の部局を越えた取り組みを展開すべき。

答 物理的な支援のみならず、精神的な意識の醸成も大切であることとを、役場組織全体が共有し地域と共に考えていく。

問 国保税被保険者の負担軽減を

答 次の改定では減額改定も視野に



おおな みえこ 議員

問 国保の県域化では、市町村独自の被保険者を守る施策が少なくなると思われる。例えば税軽減のために一般会計から法定外繰入れを行えば、県交付金のうち保険者努力支援分が減額されるなど。しかし、国会論戦で厚生労働省は「法定外繰り入れ」は「地方の判断で良い」と、答えている。県が進める賦課方式も負担増にならないか危惧する。税引き下げの見通しは持てないか。

答 現在の税率は、県域化に伴い県が示した標準保険料率や国保事業費納付金額を踏まえ、



難しい！国保税の仕組み。役場職員がざっくり解説。税引き下げのポイント解説もあればいいのだが。

平成30年度に改定したもの。次は、賦課方式の変更と合わせて令和4年度の改定を検討したい。
問 現時点で、引下げにつながる要素があるかどうか分かることがあれば問う。
答 令和元年度分以降の標準保険料率のうち医療費分が、村国保の税率より低くなっていることから、次の改定では減額改定も視野に入れて検討したい。